

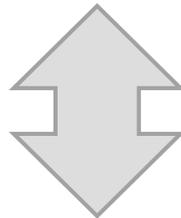
# ＜海洋性レクリエーション 第7回＞

2021年6月1日 資料

海洋性スポーツ・レクリエーション  
における海面・海岸の利用  
(法律等に着目して)

海洋性スポーツ・レクリエーションの振興・実施にあたっては、海や海岸を利用することとなりますが、利用に関する法律をはじめとしたルールやマナーを理解しておくことが重要です。

- 海面を利用する（法律等）
- 海岸を利用する（法律・施設等）



- 利用を規制する（法律・条令・規則等）
  - 取り締まる（法律・組織）

# 利用と規制

- 海面を利用する（権利：法に基づき付与される）
  - ※主張の根拠は法律
  - 特定の人を使う（漁業、商船、海軍）
    - ※免許する：事業免許や許認可（制度）
- 海岸を利用する（所有：民法を中心とする私法上の私権）



- 利用を規制する（法律、条令等）
- 取り締まる（海上保安庁、水上警察）

# 国連海洋法条約 UNCLLOS(1994)

- 海を内海，領海（沿岸12カイリ，全面的に認められている主権的権利），接続水域，排他的経済水域（距岸200カイリ），公海に分類した
- 大陸棚，深海底の制度を設けた

→ <1994年以降>海洋管理の時代へ

海面の利用について

# 「海は誰のもの？」

日本における海面の所有権について

## 公共用水面に所有権は設定できない

田原湾干潟訴訟判決 昭和61.12.16判決

⇒「海は誰の所有物でもない」

「海は、古来より自然の状態のまま一般公衆の共同使用に供されてきたところのいわゆる公共用物であって、国の公法的支配管理に服し、特定人による排他的支配の許されないもの」と判示した。

- 海は公共用物であって排他的支配権である土地所有権の設定は許されないとしているものの、支配権ではない権利※の設定についてはこれを否定していない。

※漁業権や入漁権

海は公共用物ですが、海面に設定される権利（漁業権や入漁権）があります

漁業法においては、地元の地先水面の漁業に関して、地元漁業集落共同体の構成員の管理に任せることとし、組合管理漁業権たる共同漁業権及び特定区画漁業権を免許している

漁業法の基本理念「磯は地付き、沖は入会」

- 領海の沖合い部分は各漁村の自由な入会利用をして、沿岸部分については「地付き」すなわち沿岸部の漁業集落共同体の構成員（地元の漁村）にまかせるという考え方

（JF全漁連：海のルールとマナー教本より）

# 共同漁業権

一定地区の漁民が一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利で海岸線に沿った沿岸域のほとんどのに設定されている。

共同漁業権は、地先水面の定着性水産動植物を対象とする第1種共同漁業権と、浮き魚を含めた地先水面あるいは内水面の水産動植物を対象とする第5種共同漁業権、魚を対象とするが他所まで出かけずに地先水面で待ちかまえてとる第2種～4種共同漁業に分類される。

# 漁業権の保護

## ①漁業権侵害罪及び漁業行使権侵害罪

（親告罪，20万円以下の罰金）

漁業権者または漁業行使権者から告訴があった場合

## ②物権的請求権（妨害排除請求権，妨害予防請求権）

妨害排除請求権：漁業権を侵害された場合に侵害をやめてくれと請求する権利（民法第198条）

妨害予防請求権：今後、漁業権を侵害しないような措置を講じてくれと請求する権利（民法第199条）

## ③損害賠償請求権

不法な行為によって蒙った損害に対し、損害賠償を請求できる

公共用水面で規制がなければ何をしても自由であるというが、その結果、他人の営業活動が妨害され、損害が生ずれば被害者は加害者に**損害賠償請求**ができる。

### **根拠：（民法第709条）**

故意又は過失に因りて他人の権利を侵害したる者はこれに因りて生じたる損害を賠償する責に任ず

# 都道府県漁業調整規則（参考：水産庁HP）

[https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y\\_kisei/kisoku/todo\\_huken/index.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kisei/kisoku/todo_huken/index.html)

都道府県ごとに漁業法及び水産資源保護法に基づき「都道府県漁業調整規則」が定められている

非漁民の漁具漁法の制限、アワビやサザエなどの体長制限や採ってはいけない期間、禁止区域、漁業の許可、有害物の遺棄、漁業権漁場内での岩礁破碎の制限等が定められている。

これに違反すると、6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金という犯罪になる。

# 海区漁業調整委員会指示

委員会指示は、漁業と漁業の調整、漁業と遊漁の調整など水産動植物の採捕に関する事項について指示をするもので、指示違反に対する直接の罰則はない。

しかし、委員会指示に従うべきことを命ずる知事の命令に違反したときは、「知事命令の違反」として、処罰される  
(一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)

## <委員会指示の例>

- 秋サケ船釣りの制限（網走海区の事例）
- ひき縄釣りの委員会承認制（東京海区の事例）
  - アマモ場の保護（神奈川海区の事例）

# 水産資源保護法

- 爆発物を使用しての採捕の禁止
- 有毒物を使用しての採捕の禁止
- 内水面での「さけ」の採捕の禁止

# 港湾法

(昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号)

(目的)

**第一条** この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

一 港湾に関連する法律

# 漁港漁場整備法

(昭和二十五年五月二日法律第百三十七号)

## 一 漁港に関する法律

(目的)

**第一条** この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もつて国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

# 港則法32条に基づく

- 特定港内において端艇競争その他の行事（工事・作業または行事）をしようとする者は予め港長※の許可を得なければならない。
- ※港長とは特定港を管轄する海上保安部長などが兼任している。
- 管轄する県にも届け出が必要な場合がある

海岸の利用について

# 海岸の利用

- 海岸には、海岸線の土地や建物など国民の財産を、高潮などの災害から防護するための施設（護岸・離岸堤など）が設置されており、**海岸管理者（都道府県知事）**はこれらの施設を良好に維持することが義務付けられている。
- このため、**海岸法**では、海岸における一定の行為を許可制とし、海岸の適正利用や公共性の確保、海岸保全施設への悪影響の防止をはかることとしている。  
許可が必要となる行為は、次のとおり。
  - (1)公共海岸（砂浜などの公有地）の占用
  - (2)公共海岸における砂や土石の採取、施設の新設・改築などの工事
  - (3)海岸保全区域（海岸線付近）での、土地の掘削・盛土・切土など

# 海岸法

(昭和31年法律第101号) 第7条、第8条

(目的)

**第一条** この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。

海岸・海面利用に関する  
利用調整やルールなど

# 条例によるプレジャーボート等 の航行規制（事例）

- ①三重県モーターボート及びヨット事故防止条例：  
海女，海水浴者，漁船から200m，養殖施設，定置漁具から100mは航行禁止
- ②愛知県、三重県、岐阜県等の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」：  
遊泳者，小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。
- ③静岡県河川法施行細則，関係告示，通知：  
浜名湖でPWCを通航するためには知事の通航許可証を必要とする
- ④山梨県富士五湖水安全条例：  
航行禁止区域と保安区域を設定

# 海岸利用に関する条例や規制の例 兵庫県神戸市・須磨海岸の例

- 神戸市・須磨海岸における規制等の例  
神戸市：須磨海岸で守っていただく事項  
(kobe.lg.jp)
- 須磨海岸を守り育てる条例  
jyourei20200401.pdf (kobe.lg.jp)

# 漁業者同士の水面利用調整

- 話し合いの機関：**漁業調整委員会**
- 水面利用のルール
  - 漁業権行使規則
  - 都道府県漁業調整規則
  - 漁業調整委員会指示
  - 漁業協定，入り会い協定

※組合員は漁業に対して、漁場行使料を支払っている

# 漁業者と遊漁者の水面利用調整

- 話し合いの機関：海面利用調整協議会
- 水面利用のルール
  - 漁業調整委員会指示
  - 漁場利用規定（沿岸漁場整備開発法）

## その他の水面利用調整（例）

- 湘南海のルールブック  
（漁業者とマリンスノーを行う者との協定）
- 漁協とダイビング業者の協定  
（伊豆半島などに多く見られる，後述の文献，上田  
のpp.47-48にも掲載されている）

# 活動水域ゾーニングの事例：藤沢市の例（ルールブック）



## 海・浜の FUJISAWA ルールブック

### 注意! (CAUTION)

- 事故防止のため操業中の漁船には近づかないようにしましょう
- 定置網の周囲は保護区域となっていますので近づかないでください
- 事故防止のためカメラなどの撮影機には近づかないでください
- オフショア（北風）の強い時や大波の時は沖に飛ばされないように注意しましょう
- 海岸で遊んだリスポーツなどの練習をする時は十分に注意しましょう
- トビが食べ物を狙っていますので注意しましょうエサを与えないでください
- 砂浜に「地曳網操業中」の赤い旗が立った時は船や網に近づかないように注意しましょう
- 海釣りは周りの方の迷惑とならないようにしましょう

### しない (DON'T) このルールに違反すると罰則を科せられることがあります

- 遊泳者やサーファーがいる時は波打ち際から150m以内には近づかない
- 河口、港口、航路周辺は徐行区域になっています事故防止のため高速走行はやめましょう(5ノット=時速10km以下)
- 他の人の設置したパイ、マークや漁業用パイ、旗を倒さないようにしましょう
- 貝類や海藻類を掃るのはやめましょう
- 深夜(午後10時)から早朝(午前6時)は、音の出る花火や打ち上げ花火はやめましょう
- 切れた糸、針、鉋は必ず回収して廃りましょう
- 砂浜への車両の乗り入れはやめましょう
- 砂浜で犬のリード(ひも)を外すのはやめましょう糞は持ち帰りましょう
- 海岸の動植物を大切にしましょう持ち帰るのはやめましょう

- 共同漁業権の区域
- 常時走行禁止区域
- 地曳網等操業時マリンスポーツ禁止区域
- 徐行区域

### まもる (KEEP)

- ライフセーバーの注意を守りましょう
- ゴミ(食べかす・花火・タバコの吸い殻等)は必ず持ち帰りましょう

### 届出・協議 (REPORT・CONFERENCE)

届出・協議(打ち合わせ)先	届出・協議(打ち合わせ)内容
 横須賀海上保安部 湘南海上保安署 藤沢市江の島 1-12-2 電話 0466-22-4999	海上でイベントやレース等を行う時は届出をしてください
 藤沢土木事務所 許認可指導課 藤沢市鎌倉石上 2-7-1 電話 0466-26-2111	海・浜を利用するイベント等は届出をしてください
 江の島片瀬漁業協同組合 藤沢市片瀬海岸 2-20-25 電話 0466-22-4671 藤沢市漁業協同組合 藤沢市辻堂東海岸 4-3-21 電話 0466-36-8220	漁業権の漁獲区域にカカるイベントやレース等を行う時は漁業協同組合と事前に協議(打ち合わせ)をしてください

必ず！ショップやハーバー等の出展・開催の申告をしましょう

# 鎌倉市 / 「鎌倉 海・浜のルールブック」 (city.kamakura.kanagawa.jp)

**海水浴場開設期間中のルール** (7月1日～9月30日) (午前7時～午後7時)



**海・浜を利用するイベントなどを計画しているみなさまへ**  
イベントを計画されている方は関係機関へお話しください。

**届・連絡 REPORT・COMMUNICATION**

			
海水浴場利用中に発生した事故・災害・火災・盗難・犯罪等の発生を鎌倉市に報告してください。	海水浴場利用中に発生した事故・災害・火災・盗難・犯罪等の発生を鎌倉市に報告してください。	海水浴場利用中に発生した事故・災害・火災・盗難・犯罪等の発生を鎌倉市に報告してください。	海水浴場利用中に発生した事故・災害・火災・盗難・犯罪等の発生を鎌倉市に報告してください。

鎌倉市 鎌倉市鎌倉区19番10号  
TEL 0467(23)3000 FAX 0467(23)6700

鎌倉市 鎌倉市鎌倉区19番10号  
TEL 0467(23)3000 FAX 0467(23)6700

鎌倉市 鎌倉市鎌倉区19番10号  
TEL 0467(23)3000 FAX 0467(23)6700

鎌倉の海は清浄を期して、相模湾に直し、江の島、富士山、本栖湖を望む日本の名勝地にも選ばれた美しい景観を誇り、市民や来訪者に親しまれています。多くの海水浴場の清潔さと知られ、夏には海水浴客で賑わっています。また、陸上の勝地となり、サーフィンのメッカとしても有名です。

しかし、近年、水上オートバイをはじめ、サーフィン、ウィンドサーフィン等の海洋レジャーを楽しむ人が増え、悪天候とのトラブルや利用者同士のトラブルの発生が懸念されています。また、海岸への車両の侵入、ゴミの放置、犬のリードを放して遊ばせたりや糞の放置、トビへの餌やり、藻害の花火など、利用者同士のマナーの悪化や自然環境利用によって環境の悪化が懸念されています。

一方、鎌倉の海岸には、夏にのみならずハマヒルガオなどをはじめとする貴重な動植物が生息していますが、環境の悪化により、その存続が危惧されています。

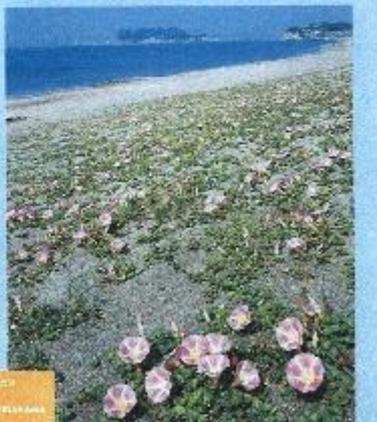
鎌倉市では、これら自然環境を保全、市民、事業者、マリンスポーツ愛好者による連携利用のルール研究会とともに、海・浜一体とした新しいルールを作り、ルールブックにまとめました。

この鎌倉「海・浜のルールブック」は、市民、来訪者、事業者などの様々な人が海・浜をともに安全で快適に利用するためのポイントを整理したものです。これらのルールを守っていただくことで、誰もが快適に過ごせる海岸にしていくよう努めています。



**海・浜のルールブック**  
**鎌倉**  
(材木座～腰越)

海・浜を利用されるみなさまへ  
～誰もが快適に過ごせる海・浜をめざして～





# 利用者間に生じる問題や対立 (事例を含む)

# <事例①>

## 海面利用についての意識調査 (2012年, 湘南地域の例)

湘南地域では、活動水域ゾーニングが実施されていますが、利用者にどの程度、認知されているのか、また、遵守されているのか、などについて実態調査を行いました

# 調査対象者（計180名）

海面を利用している漁業者、遊漁、マリンスポーツ実施者に質問紙調査と聞き取り調査を実施した。

## • マリンスポーツ（10種目）

サーフィン

ボディボード

スタンド  
アップパドル

ディンギー  
ヨット

クルーザー  
ヨット

ウィンド  
サーフィン

カイトサーフ

シーカヤック

アウトリ  
ガーカヌー

モーター  
ボート

水上バイク

## • 遊漁者

防波堤釣り

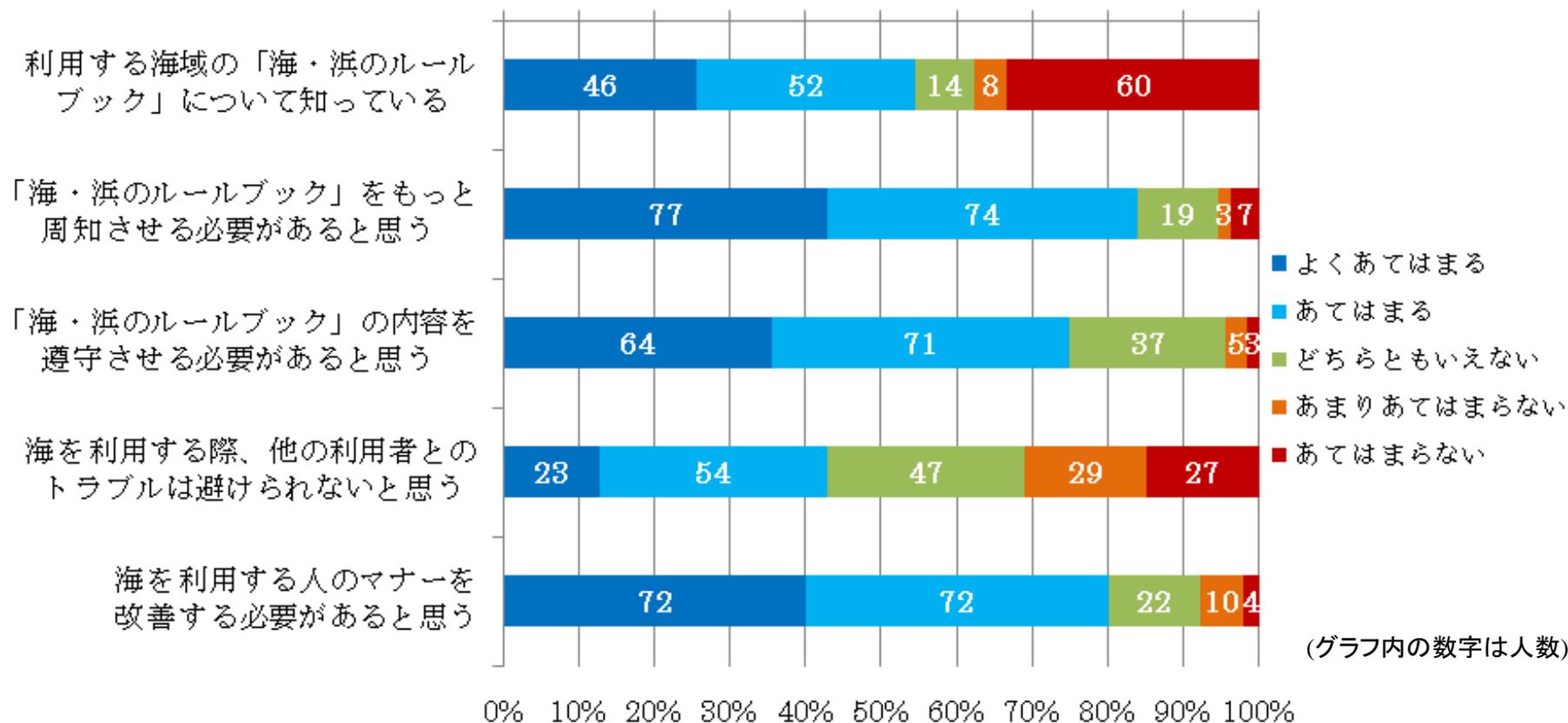
遊漁船釣り

手漕ぎボート  
釣り

## • 漁業者

漁船

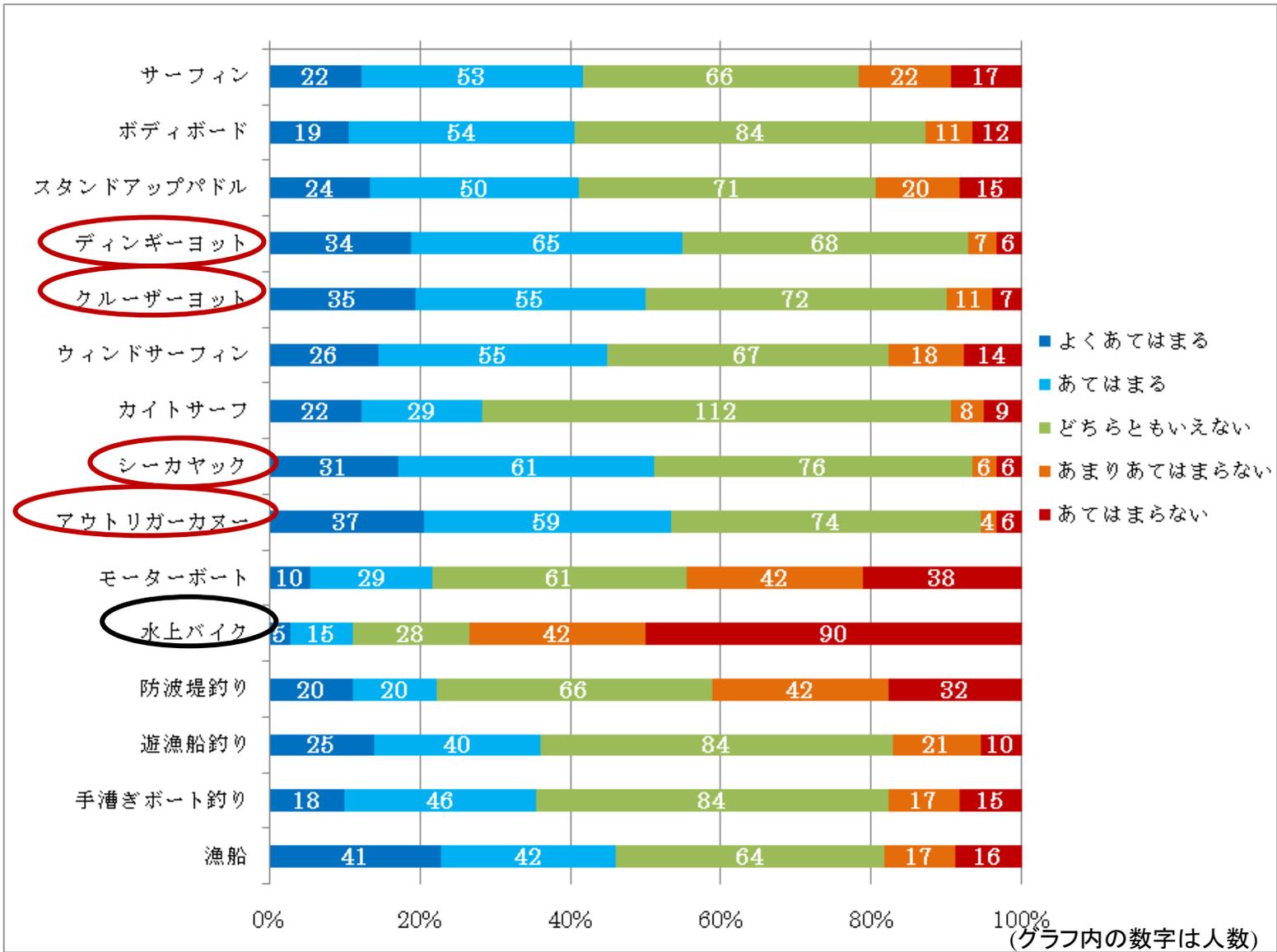
# Q. 利用者の知識・意識について



ルールブックの認知度は50%超、ルールをもっと周知・遵守させる必要があるとの回答が多く、利用者のマナー改善の必要性が高いことが把握できました。

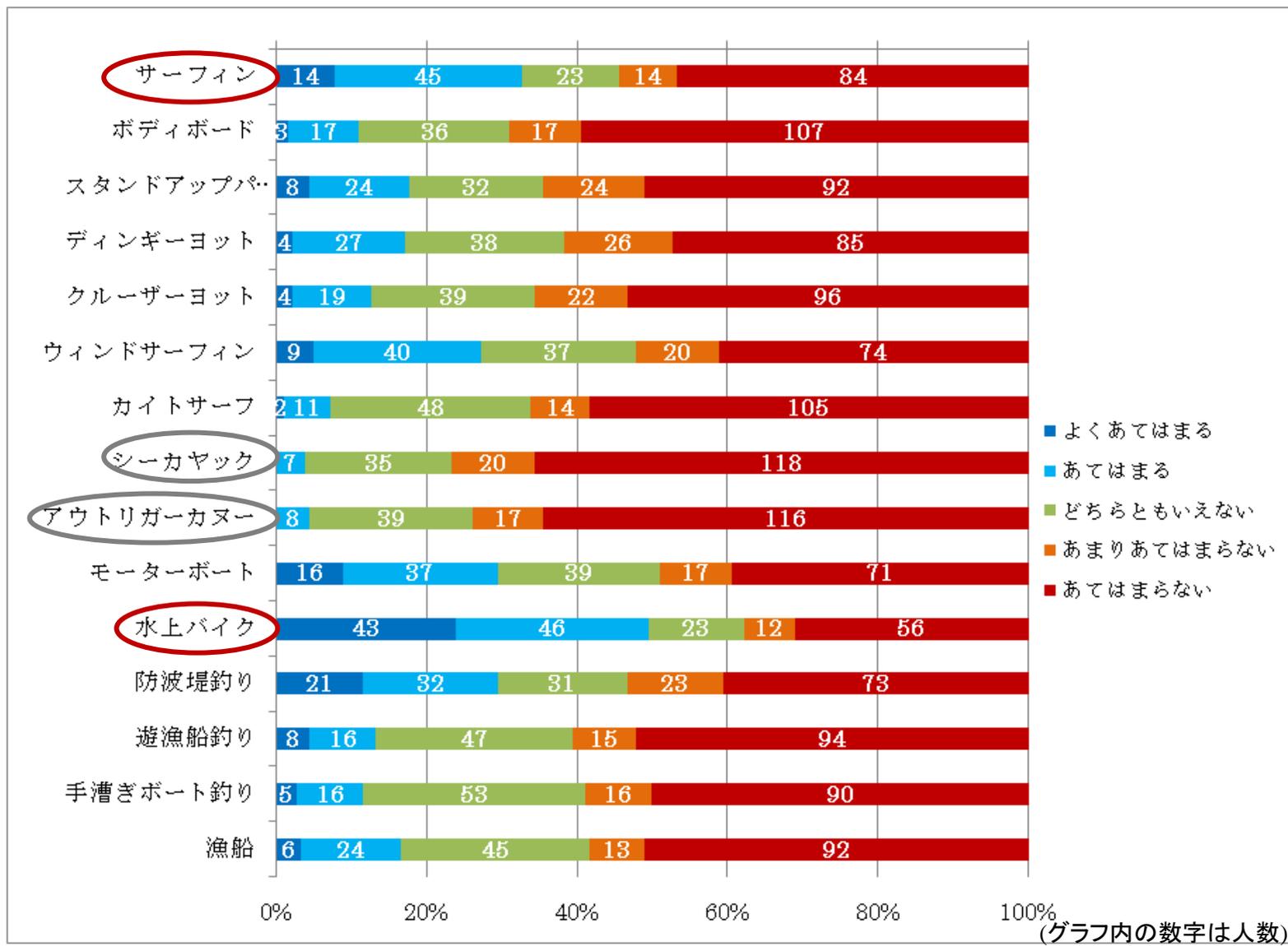
# Q. 「海面利用ルールを守っている」への回答

赤印の○=あてはまるが半数を超える、  
黒印の○=あてはまらないが50%を超える



# 「海面を利用している時にトラブルになったことがある」への回答

赤印の○＝トラブルあり 上位2種目, 黒印の○＝トラブルなし 上位2種目



# 聞き取り調査の結果 (それぞれの主張や発話)

## 漁業

- 操業の妨害
- 進路の妨害
- 漁具漁網の破損

マリンスポーツ同士の  
トラブル

- 練習の妨害
- レースの妨害
- 活動区域の制限
- 漁具漁網に接触

マリンスポーツ

- 釣りの妨害
- 釣り道具の破損
- 進路の妨害
- 魚が逃げる

遊漁

## 利用者間のトラブルの発生のしやすさ

- ディンギーヨットは「帆走」とトラブルを起こしやすい  
( $\chi^2(10)=21.5, p<.01$ )
- サーフィンは「波乗り」とトラブルをおこしやすく、「帆走」とは起こしにくい ( $\chi^2(10)=21.2, p<.01$ )
- 水上バイクは「漁業」とトラブルを起こしやすい  
( $\chi^2(10)=20.1, p<.01$ )
- ウィンドサーフィンは「漁業」とトラブルを起こしやすい  
( $\chi^2(10)=30.5, p<.01$ )
- スタンドアップパドルは「遊漁」「漁業」とトラブルを起こしやすい ( $\chi^2(10)=27.4, p<.01$ )

# 質問紙調査と聞き取り調査のまとめ

- 1.海面利用ルールの内容は知っているが、内容を知らない人が多い
- 2.海面利用ルールが守られていない
- 3.トラブルを起こしやすい海面利用者の関係を明らかにすることができた
- 4.地元の利用者と地元以外から来る利用者との間でのトラブルが多い
- 5.（県の）海面利用協議会、（市の）ルール委員会の開催は少ない

## 事例②（漁業とマリンスポーツ実施者の対立） 潜水料徴収に関する損害賠償請求事件

静岡県の大瀬崎では、地元の地区漁協である内浦漁協と地元ダイビング業者団体である大瀬崎潜水協会が沼津市および地元自治会の立会いの下で昭和60年5月に協定を取り交わし、ダイバーが大瀬崎で潜水する場合は、1人あたり340円の潜水券を購入することとされているが、訴えを起こしたダイバーは、これを不服として、内浦漁協の不法行為（詐欺）に基づく損害賠償請求を求め、これまで支払った潜水券代9万円余りと慰謝料430.5万円を請求した。

# 西伊豆・大瀬崎にみられる立て看板（千足撮影）

## ダイバーの皆様へ

大瀬崎地先海面で潜水する場合、下記の事項を遵守すること。

◆大瀬崎のダイビングサービスで入海の受付(入海料)を支払う

**【潜水整理券】**・・・ダイバー1名につき、340円(税込)

・安全対策費 ・漁場管理費 ・遭難対策費 ・漁業補償等に使われています。

潜水海域：第1海域(湾内) 第2海域(外海) 第3海域(ポートポイント) 特定海域(先端)

※腕章を着用した巡回指導者の注意には従うものとする。

※棧橋付近は潜水禁止とする。

内浦漁業協同組合 大瀬潜水協会 江梨自治会

# 判決の内容（最高裁差し戻しの高裁判決）

- 本件海域は、内浦漁協に漁業権の免許がされている
- 漁業権は物権とみなされ、漁業権を侵害するものに対しては妨害排除・妨害予防の請求権・損害賠償請求権を有する
- 本件海域は、ダイバーによる魚介類の採捕はないとしても、ダイビングによる漁場荒廃、漁業操業への支障や危険等漁業に対して悪影響を及ぼすものであるから、漁業権者たる漁協は、予め損害賠償の請求をすることができる
- 1人のダイバーの潜水による漁業権の侵害とその損害の程度は認定が困難であるが、そのことは損害賠償請求権を否定するものではなく、損害額の認定の問題である
- とすれば、本件海域では、漁協は、潜水を行うダイバーに対して漁業権侵害の受忍料として潜水料を請求・徴収することは許されるべきである
- また、潜水料の額が著しく不相応でない限り本件合意が無効とされるいわれはない。そして潜水料の340円は、低額であるから無効とはならない

## 事例③：漁業者とダイビング業者の対立 宮古島ダイビング事件

<http://okinawa-repo.lib.u-ryukyu.ac.jp/bitstream/20.500.12001/6827/1/V19No1p27.pdf>

上田不二夫，  
宮古島ダイビング事件と水産振興－海洋性レクリエーション事業への  
対応と漁協事業－，  
沖大経済論叢Vol.19 no.1 p.27 -72， 1996.

上記の論文にアクセスして、読み進めて、海の利用に関する諸問題についての理解を深めることを強く期待します。

## 事例④ ダイビング業者同士の問題 慶良間海域でのダイビングでの海域利用

<http://okinawa-repo.lib.u-ryukyu.ac.jp/bitstream/20.500.12001/9626/1/No13p29.pdf>

圓田浩二，  
排除と共生：座間味村のダイビング・ショップ問題，  
沖縄大学人文学部紀要（13）：29-39，2011.

上記の論文にアクセスして、読み進めて、海の利用に関する諸問題についての理解を深めることを期待する。

# 利用者間の対立構造

- 沿岸域の環境や資源、空間には限界が在るため、利用の増大が環境容量や空間の収容力を超えると対立が生じる。
  - 例：遊漁と漁業の対立（海面利用で相互の利益が対立する、魚類資源という共通の資源の配分をめぐる対峙する）
  - 例：プレジャーボートの問題（レクリエーション利用増大）
  - 例：砂浜への4WD車の進入による海浜植生の破壊
- ↓
- 沿岸域利用や環境に関する統一的な管理システムの欠如

利用者による対立構造を理解し、解決  
していくための視点を提供した論考

沿岸域の利用特性から見た管理システムの構造  
(敷田, 2000年, 沿岸域学会誌)

# 沿岸域の利用特性から見た管理システムの構造 (敷田, 2000年, 沿岸域学会誌)

- 沿岸域利用の特性（構造）に着目して整理
  - ①産業的利用と非産業的利用
  - ②地域住民と非地域住民
  - ③特定少数と不特定多数

# ①産業的利用と非産業的利用

- 代表的な非産業的利用：海洋性レクリエーション
- ①それぞれの利用が、原則として無関係に行われる
- ②利用者が夏季を中心とした季節に集中する。
- ③利用実態の数量的把握が難しい
- 利用者の組織化は成立しにくい

## ②地域住民と非地域住民

- レクリエーションのために非地域住民がやってくる場合が多い
- 沿岸域環境に関する知識や意識が一般的に希薄である

### ③特定少数と不特定多数

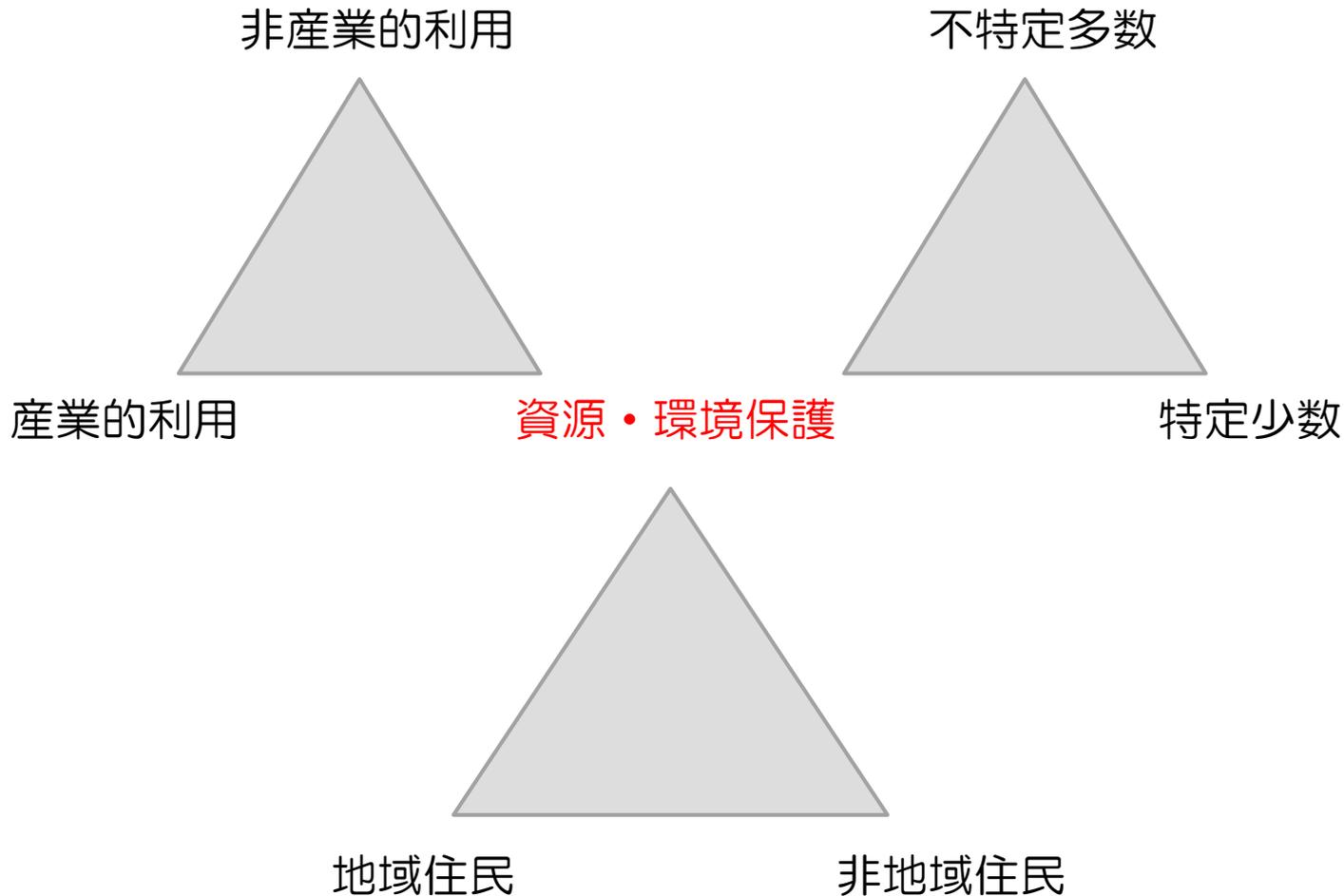
- 海洋性レクリエーションのような利用は、法律・制度による許認可を要しないものが多く、個々の利用者を特定できない（匿名性が高い）
- 多人数が沿岸域で同じ形態の利用に参加しているながら、お互いを認識しない、コミュニケーションがない（沿岸域に境界線がないことも関連）

# 利用者間調整（の視点）

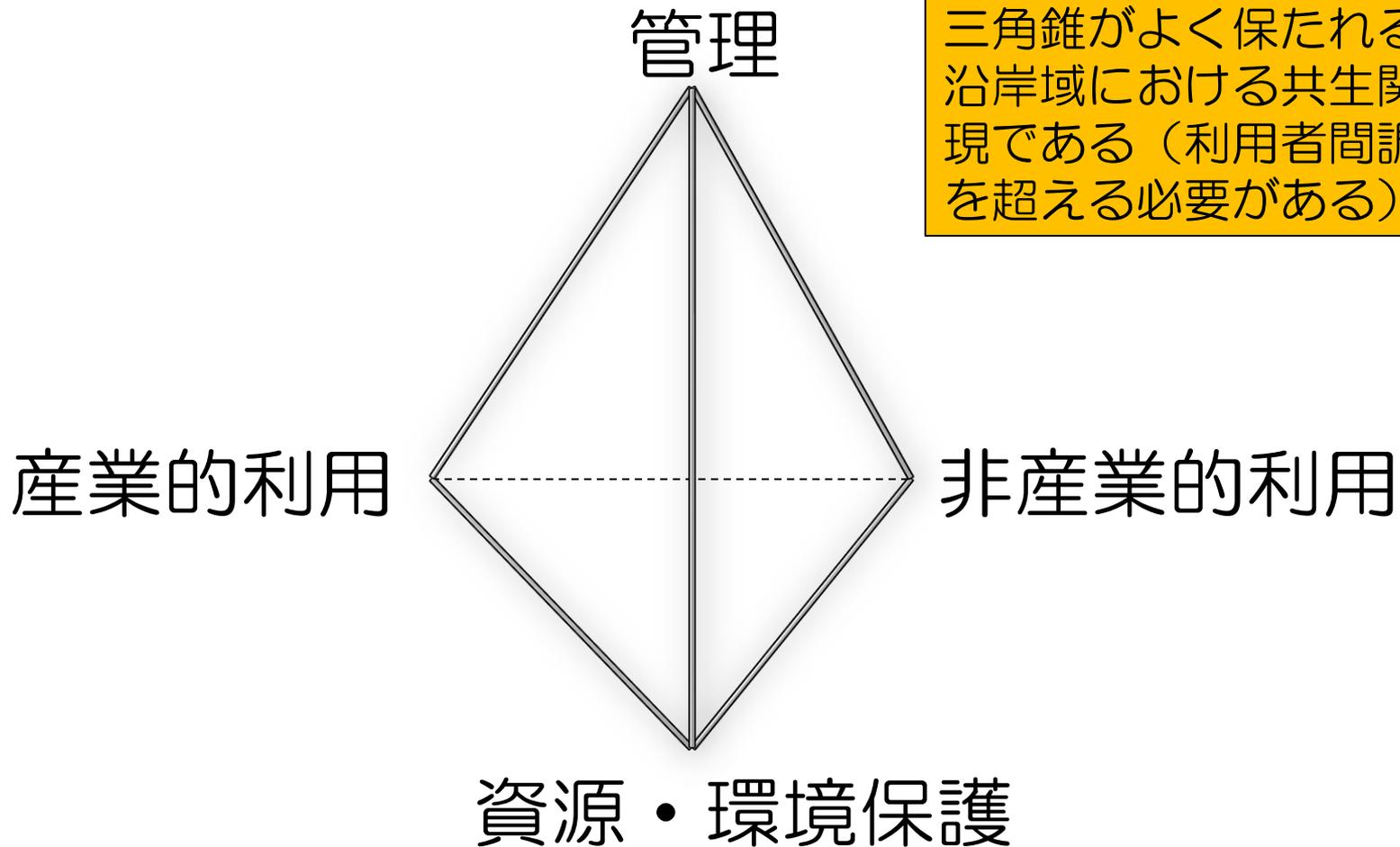
- 共存状態に至るモデルも考えられている
- 均衡が実現しても、両者の存在基盤である沿岸域環境や資源を無視できない
- 利用の視点に環境や資源の保護の存在を加える必要がある

# 沿岸域の利用特性と環境の関係

3つの三角形が、それぞれにバランスが取れていることが沿岸域管理の目標



# 管理要素を含んだ沿岸域の利用と環境の関係 (敷田, 2000年)



三角錐がよく保たれることが沿岸域における共生関係の実現である（利用者間調整の壁を超える必要がある）

# 漁業と海洋性レクリエーションが調和的な水面利用を図っている事例（畔柳ら，1997を一部改変）

海洋性レクリエーション活動	内 容
ヨット・モーターボート	地元マリナー協会と地元漁協との間で協定を締結
	・ 航行時間・航行海域の制限
	・ 所属艇である旨の表示義務
	・ 協会による監視艇の出艇義務
SCUBAダイビング	潜水利用者会と地元漁協との間で協定を締結
	・ 潜水海域の設定
	・ 潜水時間・期間の制限
	・ 利用者会による巡回・指導活動広報活動
	・ 立て看板の設置・環境等の保全の義務
ウインドサーフィン	地元ショップと漁協との話し合いによる合意
	・ 遊走時間・期間の制限
	・ 遊走海域の設定
	・ 漁船の救助協力
	・ 盛期のパトロール

## <おわりに>

本時のテーマに対応して、

<海洋スポーツや海洋性レクリエーションにおいて、海を利用する際に、どのような知識を備えておくべきか>、

<様々な利害関係のある利用者間の対立を減少させ、調和的な利用を図るには、どうしたらよいか>

について意見をまとめておいてください

(レポートに役立つかもしれませんが)

質問等は

[chiashi@kaiyodai.ac.jp](mailto:chiashi@kaiyodai.ac.jp)

まで